



各 位



JASDAQ

平成 26 年 2 月 13 日

会 社 名 ルーデン・ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 西岡 孝  
(JASDAQ・コード1400)  
問 合 せ 先 取締役管理部門管掌兼管理本部長  
佐々木 悟  
電 話 03-5332-5374

## 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

当社は、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、投資家の皆様の利便性の向上ひいては当社株式の流動性向上を目的として、当社株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行うとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。また、本制度の採用に伴い、定款を一部変更いたします。

なお、本株式分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 24 日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	100,113株
今回の分割により増加する株式数	9,911,187株
株式分割後の発行済株式総数	10,011,300株
株式分割後の発行可能株式総数	19,767,200株

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成 26 年 3 月 7 日 (金曜日)  
分割の基準日 平成 26 年 3 月 24 日 (月曜日)  
分割の効力発生日 平成 26 年 3 月 25 日 (火曜日)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 3 月 25 日 (火曜日)

(参考) 上記の単元株制度採用に伴い、平成 26 年 3 月 19 日 (水曜日) をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、当社定款の一部を変更するものであります。

(2) 変更の内容

- ① 定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 19,569,528 株増加して、19,767,200 株とする。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 6 条の 2 を新設いたします。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 9 7, 6 7 2 株</u> とする。  (新設)	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 9, 7 6 7, 2 0 0 株</u> とする。 第 6 条の 2 (単元株式数) <u>当社の単元株式数は、1 0 0 株と</u> <u>する。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日 平成 26 年 3 月 25 日 (火曜日)

以上